

第 17 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 11 月 7 日（木）午後 1 時 00 分から
（農業者年金研修会 午後 1 時から 2 時）
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係
（所有権移転）について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協 議 事 項
①農地あっせん事業について
②令和 6 年度の農業功績者・農業名人の推薦について
③その他
- 5 そ の 他
①中間期研修について
②地域計画について
③農地相談会の報告について
④北部三町村交流会の報告について
⑤第 9 回県農業委員会大会及び
県農業会議創立 70 周年記念式典について
⑥農地利用意向調査の報告について
⑦当面の日程について
⑧その他
⑨ブドウの試食について

6 出席農業委員（10 人）

堀 敬 一	倉 田 明 彦	征 矢 昌 博	小 林 美 晴
唐 木 義 秋	太 田 和 也	唐 澤 忠	城 田 忠 志
伊 藤 良 夫	唐 澤 喜 廣		

7 欠 席 委 員

原 聡 美			
-------	--	--	--

8 議事録署名委員

倉 田 明 彦	征 矢 昌 博
---------	---------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒 井 文 代	菅 家 美 果	酒 井 明	唐 澤 英 樹
---------	---------	-------	---------

10 出席事務局職員

事務局長	有 賀 正 浩	事務局次長	清 水 栄 子
事 務 局	山 口 美 咲	農政係長	鈴 木 達 也
事 務 局	小 町 谷 悠		

伊藤会長代理	開会 本日の出席状況でございますが、原聡美委員が都合により欠席となっております。他、農業委員 10 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席を頂いており、会議規則第 6 条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から、第 17 回農業委員会の総会を開会致します。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第 4 条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議 長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、倉田明彦委員と征矢昌博委員を指名します。
事 務 局	1 報告事項 ①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告 4 件 13 筆
議 長	報告事項①につきまして、質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等ないようでしたら、報告事項① 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につきましては、受理するという形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、報告事項① 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、番号 6-36 から番号 6-39 まで、4 件 13 筆を受理と致します。 続いて、報告事項の②につきまして、事務局からお願いします。
事 務 局	②農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告 8 件 16 筆
議 長	報告事項②、こちらは合意解約通知についてであります。それぞれ、売買、借受人の変更等で貸借契約を解約するというものでございます。ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ご質問等がなければ、報告事項② 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、受理したいと思います。よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、番号 6-16 から番号 6-23、報告事項②の 8 件 16 筆についてを受理と致します。 次に、報告事項③についての説明を、事務局からお願いします。

事 務 局	③農業振興地域農用地区域軽微変更について報告 1 件 2 筆
議 長	はい。ただ今、事務局から説明いただきました農用地区域の軽微変更ですが、地区担当の私からは特に補足はございません。こちらの報告事項③について、ご意見等ございますか。
唐木義秋委員	建屋の部分については分かったのですが、この土地については車の出入りなどがあるかと思います。農業用施設が建ち、駐車場としても利用される土地となる訳ですが、地目についてはどうなりますか。宅地の扱いとなるのでしょうか。それとも農地のままとなるのでしょうか。
事 務 局	この後、議案第 2 号で審議をお願いする形となりますが、転用の届出が出されており、農業用施設として使用するため、地目は農地のままになるかと思います。
唐木義秋委員	分かりました。
議 長	他にご意見・ご質問がなければ、こちらの報告事項③についても、届出でありますので受理したいと思いますですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、報告事項③ 農業振興地域農用地区域軽微変更についてを受理と致します。
事 務 局	次に、報告事項④について、事務局から説明をお願いします。
議 長	④農地法第 4 条の規定による農地を耕作または養畜のための農業用施設に供することの届出について報告 1 件 1 筆
小林美晴委員	はい。こちらについて、担当の小林美晴委員から補足説明ございますか。農業倉庫を建てるということでの届出ですが、現在は木や草がだいぶ繁っている状態です。土地の北側の農地は親族の方が耕作されています。
議 長	はい。農地ではありますが、耕作のされていない土地へ農業用倉庫を建てるということのようでございます。皆さんから質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、報告事項④ 農地法第 4 条の規定による農地を耕作または養畜のための農業用施設に供することの届出についてを受理したいと思います。
委員一同	(異議なし)
議 長	報告事項は以上となります。
議 長	2 議事 議事に移ります。
事 務 局	議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係（所有権移転）について、事務局から説明をお願い致します。 朗読 上程 1 件 1 筆

議 長	はい。事務局から説明いただきましたが、議案第 1 号 番号 6-15 の案件について、皆さんから質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等ないようですので、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第 1 号 番号 6-15 の案件についてを可といたします。続いて、議案第 2 号の審議に移ります。
事 務 局	議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係についてを議案と致します。 朗読 上程 2 件 2 筆
議 長 伊藤良夫委員	はい。では、番号 1 について伊藤良夫委員から補足説明をお願いします。 場所は、国道 361 号線の中の原交差点から西へ、600m ほど上がった土地となります。[REDACTED] 駐車場を拡げる 関係で今回の申請となりました。宜しくお願い致します。
議 長 委員一同	番号 1 について補足説明をいただきましたが、質問やご意見ございますか。 (特になし)
議 長 委員一同	では、こちらの案件を可としたいと思いますよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第 2 号 番号 1 の案件を可と致します。 続いて番号 2 になりますが、こちらは先程の報告事項の③にも関連した案件です。皆さんから質問等ございますか。
唐木義秋委員	ひとつ確認させてください。例えばですが、田圃の中、農地と思われるような土地に車を止め、実際は駐車場のよう利用している、そういった事例が散見されるように感じています。そのような土地は、雑種地や駐車場という現況での扱いできちんと課税されているのでしょうか。
事務局長	届出が正しくなされていれば分かるのですが、農業委員会に対して駐車場として利用するという転用申請が出されていない場合は、その状況把握ができず、課税も正しくされないこととなってしまいます。それを防ぐため、固定資産税の業務では、航空写真を撮影し、現況を確認して課税の判断を行っています。
唐木義秋委員	私たち農業委員としては、そういった事例を自分の担当区域で確認した場合、事務局なり税の担当へ知らせるべきものでしょうか。
事務局長	課税という観点からみれば、農業委員の職務として行うものではないかと考えます。課税の際にも、航空写真での調査による結果である旨を伝えなければいけないと思いますので、あくまでも固定資産税に関する、その担当部署の職務になります。
唐澤英樹委員	ですが、明らかに農地を農業用途以外の目的で使用しているのであれば、農地法違反、違反転用になりますよね。それを発見した場合には、事務局へ報告すべきであると思っていましたが、その辺りの考えはいかがでしょ

事務局長	うか。 駐車場の場合、その車両が農業用であるか否か判断が難しいかと思いますが、明らかに違反転用と見られるものであれば、農業委員会で処理した後に税務へ情報が行き、宅地課税という形になりますので、唐澤委員の仰っていたように対応していただければと思います。
議 長	皆さん、毎月 10 日以上は自分の担当区域を見回りしていただいている訳ですので、気づいた点や疑問に感じた事例があれば、この毎月の総会場で発言し、皆で議論しながら結論を出す。そのための見回り、パトロールがあります。申請された転用が進んでいない場合や違反転用と見受けられる事例があった場合には、それを見逃すのではなく、この総会場で公にし、審議した後、事務局に委ねることにすべきではないかと思います。
委員一同	(異議なし)
議 長	他にご意見等なければ、こちらの番号 2 の案件についても可としたいと思います。よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、議案第 2 号 番号 2 の案件を可と致します。 続きまして、議案第 3 号の審議に移ります。 議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。
事 務 局	朗読 上程 4 件 7 筆
議 長	はい。議案第 3 号 利用権設定各筆明細、いずれも新規の契約となるようですが、ご質問ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等がなければ、議案第 3 号、こちらの 4 案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細、番号 6-77 から番号 6-80 までの 4 案件を可と致します。 続きまして、議案第 4 号に移ります。 議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	朗読 上程 2 件 3 筆
議 長	はい。農地保有合理化事業について、番号 6-81 については [] から [] へ売り渡すということで、事務局にて対応していただいた案件でございます。皆さんからご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。

委員一同 議 長	(異議なし) では、議案第4号 番号6-81についてを可と致します。 続いて、番号6-82は[]から[]へ売り渡す案件で、私の方で対応させていただきましたが、質問等ございますか。
委員一同 議 長	(異議なし) こちらについても可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。では、番号6-82、こちらも可とし、議案第4号につきましては、2案件ともに可として進めてまいりますので、宜しくお願いいたします。 議事は以上となります。
事 務 局 議 長	3 協議事項 ①農地あっせん事業について 2件 4筆 ・あっせん選定調書について説明をする(会議資料P.18～P.23) ・補足説明をする。 ・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなので、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
事 務 局 議 長	②令和6年度の農業功績者・農業名人の推薦について ・上伊那農業委員会協議会にて年に一度開催されている、農業功績者と農業名人表彰の概要を説明。南箕輪村からの表彰推薦候補者について、協議を依頼。 ・補足説明をする。 委員の皆さんから、ご自分の担当地域で候補者がおられましたらお願いしたいと思います。毎年のもので、候補者を挙げることは難しい部分があるかもしれませんが、農業に携わる日々の励み、意欲付けになるものとも考えますので、是非、推薦をお願いします。
唐木義秋委員	私たちが推薦するということについてはおこがましさも感じますが、折角、このような制度がありますので、地域の中から掘り起こして推薦していただき、その方々に荣誉を与えていただきたいと、私の方からもお願いしたいと思います。 ・協議の結果、推薦の締め切りが12月13日(金)であるため、来月、12月5日(木)開催の第18回農業委員会総会場で再度、表彰推薦候補者について協議を行うことと了承。 ③その他 ・協議すべき項目、なし。

	4 その他 ①中間期研修について
事務局 議長	・12月12日（木）～12月13日（金）の日程で実施する中間期研修について、具体的なスケジュールや研修訪問先等の資料を提示。 ・補足説明をする。 ・特に質問等なく、提示した内容で研修を行うことで了承。
農政係長 議長	②地域計画について ・これまでに実施した各地区での話し合いを元に、参加者からの意見や要望、またワークショップの内容等を地域計画の様式へ纏めた資料を提示し、説明。 資料の中で、現状の集積率と将来の目標とする集積率が100%となっておりますが、これは、現時点では現在の耕作者が全て担い手という位置づけになりましたので、数値的には100%という形にさせていただいている、ということになります。その他、記載された事項の各地区の詳細については、委員さんそれぞれでご確認いただきたいと思います。来月、12月19日（木）に地域計画の検討委員会を開きたいと考えておりますので、次回、12月5日（木）の第18回総会までに、補足すべき事項や言い回しの変更など、修正点を挙げていただくようお願いしたいと思います。
議長	・補足説明をする。 捉え方とも思いますが、気に掛かるのが、現在の集積率・目標の集積率の数値です。100%というのは、通用するのでしょうか。
農政係長	検討委員会のメンバーには県の担当者もおりますので、確認をしながら細部について詰めていきたいと考えています。
事務局長	地域計画の様式については、まだ県の方から具体的な細かい指導を受けてはおりませんので、今のところはこの形、この数値で纏めさせていただきたいと思います。
倉田明彦委員 農政係長	地域計画検討委員会のメンバーを教えてください。 ・農業委員や土地改良区の理事、県の担当者など、検討委員会のメンバーについて説明する。
議長 委員一同 議長	他にご質問等、ございますでしょうか。 （特になし） 農政係長から話がありました通り、各地区の内容をそれぞれでご確認いただき、来月の総会にてご指摘くださいますようお願い致します。
事務局	③農地相談会の報告について ・10月26日（土）に開催した農地相談会について、参加人数や相談内容などについて説明。 ・農地利用意向調査に同封した、委員手書きのメッセージを見て相談に訪

唐木義秋委員 (農業振興部会長)	れた方がいたことを報告。 相談に来られた方の反応を見ますと、どの方も満足されて帰られたように個人的には感じました。皆さん、閉ざされた状況の中で農地について悩んでおられます。自分たちも知識がある訳ではありませんが、事務局の助けを借りながら、それなりの返答ができたのではないかと思います。今後も幅を拡げて続けていければ良いと考えていますので、宜しくお願い致します。
議 長	確かに、農業委員などを経験していれば、農地の手続きなどについて多少なりとも知識がある訳ですが、旦那さんに任せきりで奥さんが一人きりになってしまったような場合、恐らく、一人で悩まれる。そんな事例も結構あるのではないかと思います。農地について悩みがあれば、農業委員や役場に気軽に相談してくださいというようなPRが必要かもしれません。
事 務 局 議 長	④北部三町村交流会の報告について ・当日の様子を纏めた資料を示しながら、会計などについて報告。 ・補足説明をする。
事 務 局	⑤第9回長野県農業委員会大会のスケジュールについて ・11月21日(木)、長野市で開催される第9回長野県農業委員会大会・長野県農業会議創立70周年記念式典について、当日の詳細スケジュールを案内。
議 長	・補足説明をする。 ・スケジュールを各自で確認いただくよう依頼。
事 務 局	⑥農地利用意向調査の報告について ・今回、新たな試みとして実施した委員手書きのメッセージについて、先程の農地相談会への参加に繋がったことや、コメントを見て連絡してくれた所有者があったことなど、効果が感じられたことを報告。
議 長 事 務 局	・補足説明をする。 ・委員個別に相談させていただくこともある旨を案内。
事 務 局 議 長	⑦当面の日程について ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう依頼。
事 務 局 議 長	⑧その他 ・懇親会費等の口座引き落としについて、金額と日程を案内。 ・補足説明をする。

事務局	⑨ブドウの試食について ・営農型太陽光発電施設下で栽培・収穫したシャインマスカットについて、 [REDACTED]より農業委員会へ試食用ブドウの提供があった旨を案内。 ・各委員に配布し、営農型太陽光発電下での栽培作物の品質を確認いただくよう依頼。
議長	営農型太陽光発電施設については全国では色々と問題があるという話を耳にします。南箕輪村では朝鮮人参とシャインマスカットの栽培が行われていますが、それぞれに工夫や試行錯誤をされながらの営農かと思えますので、順調に進んでいって欲しいと思っています。
議長 唐木義秋委員	議事、協議事項など提示された案件について、これで全て終了となりますが、全体を通じてご質問・ご意見等ございましたらお願いします。 前回の総会の際、遊休農地・荒廃農地の現地確認が行われましたが、どのような意図で実施されたのでしょうか。酷い状況であることは理解できましたが、事務局では行政側としてこんな手段が取れる、原状復帰が可能であるということを紹介するために我々を導いたのか、それとも、ただ現状を見せるために行ったのか、考えをお聞かせください。
議長	私たち農業委員会として、手が出せないような状況までに荒廃する農地を今後、発生させないように、早めに対処する、初期に発見して所有者や耕作者へ指導するということが大事になります。現地をその目で確認することによってイメージもできますので、その気持ちを新たにするためにも、皆さんで現地を見ていただいたということです。
事務局長	代執行など、行政として何ができるのかは情報提示をし、また事務的な部分は再確認をさせていただきたいと思います。ただし、どこで踏み切るかというのは、前例がない中で難しい判断となるかと思っています。他に良いアイデアがあれば、お知恵を拝借したい。皆さんと情報を共有する中で解決策を見出していきたい。そんな考えから、事務局としても現地確認の時間を設けさせていただいたという経緯となります。また、会長が仰られたように、見ていただいた現地のように手の付けられない状態となる前に、早めに対処して解決していくという考えを確認していただく。事務局としても、その考え方で進めていきたいと思っています。
唐木義秋委員	現地確認を行った農地のような酷い状態にまでなってしまうと、放置しておいてもどうにもならない、利用価値もなくなってしまうという感じがしていますので、そのような場所については、行政として何か対処をお願いしたいと思っています。同じ農業をする立場として見ても、非常に危険で、迷惑な土地となってしまっています。今、事務局長が言われたような方策があるのであれば、是非、尽力していただきたいと思いますので、宜しく

議 長	お願いします。 他に、ご意見等がなければ、以上で議長の職を解かせていただきます。
伊藤会長代理	閉会 以上を持ちまして、第 17 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後 3 時 55 分 終了)

以上、第 17 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 6 年 11 月 25 日

議

長

唐澤喜廣

議事録署名委員

倉田明彦

議事録署名委員

征矢昌博